

## 第 8 1 回国民スポーツ大会・第 2 6 回全国障害者スポーツ大会 会場地市町村選定基本方針

第 8 1 回国民スポーツ大会・第 2 6 回全国障害者スポーツ大会における会場地は、地方スポーツの普及・振興と地方文化の発展に寄与することを目的とする国民スポーツ大会の趣旨及び第 8 1 回国民スポーツ大会・第 2 6 回全国障害者スポーツ大会開催基本方針に基づき、次のとおり選定する。

- 1 会場地は、県内それぞれの地域に根ざしたスポーツ文化活動の振興を図るため、地域バランスに配慮して、可能な限り県内各地に分散する。
- 2 同一競技は、同一市町村で行うことを原則とするが、2 市町村以上で開催する場合は可能な限り近隣市町村で行う。
- 3 会場地の選定に当たっては、市町村における開催希望、当該希望競技に係る各種競技会の開催実績、開催準備、大会運営、実施競技団体の意向、競技施設の状況、宿泊受入能力、交通の利便性、その他地域振興等を考慮し、総合的に判断する。
- 4 全国障害者スポーツ大会の競技会場については、全国障害者スポーツ大会開催基準要綱に基づき、原則として第 8 1 回国民スポーツ大会の会場を使用するものとする。
- 5 全国障害者スポーツ大会の会場地は、選手等の負担軽減の観点を考慮する。